商品概要説明書
決済用普通預金

２０２５年３月２８日現在

商品名	・決済用普通預金
販売対象	・法人（地方公共団体等を含みます)、個人
期　間	・期間の定めはありません。
預　入 （1)預入方法 （2)預入金額 （3)預入単位	 ・随時預入 ・１円以上 ・１円単位
払戻方法	・随時払戻しできます。
利　息	・利息はつきません。
税　金	・利息がつかないので税金はかかりません。
手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます。 ・紛失等により通帳・カード等を再発行する場合は再発行手数料１（件・枚）1,650 円（税込）がかかります。 ・未利用口座には普通預金（決済用普通預金を含む）規定に定める未利用口座管理手数料がかかります。 ※ただし、次の場合は除きます。 ①当該口座の残高が 10,000 円以上である場合 ②後見制度支援預金 ③同一店舗に、他に預かり金融資産（定期預金、定期積金、国債、保険など）および融資取引（カードローン契約を含む）がある場合 ④当該口座の名義人が未成年の場合
付加できる特約事項	・個人の方は定期預金および定期積金を利用した「総合口座」の取扱いができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に０.５％、担保定期積金の約定利回りに１％上乗せした利率) ・カードローンの取扱いはいたしません。 ・マル優の対象ではありません。
中途解約時の取扱い	―
金利情報の入手方法	―
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法令等遵守委員会(9時～17時、電話: 0162-22-0625)にお申し出ください。 紛争解決措置　札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法令等遵守委員会、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法令等遵守委員会にお問合わせ下さい。
その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・預金保険制度により全額保護されます。

稚内信用金庫